

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の概要について

(第38回、平成29年度第1回)

- 1 日 時 平成29年10月2日(月) 午後2時00分～5時00分
- 2 会 場 ルビノ京都堀川『ひえい』
- 3 出席者 坂元座長、伊藤副座長、桑原委員、白浜委員、十倉委員、外村委員、
中西委員、藤原委員、森委員
(石津委員、康委員 欠席)
京都府：人権啓発推進室 浅野参事、青山参事他 関係部局職員
- 4 傍聴者 なし

5 議事の概要

(1) 座長の選出、副座長の指名

委員の互選により、坂元委員が座長に選出された。
また、座長の指名により、伊藤委員が副座長に指名された。

(2) 平成28年度人権教育・啓発事業実施状況について

資料1により、各部局から所管事業の概要及び重点的な事業等(資料1-Aの★印の事業)について説明

【委員の意見】

- 青少年インターネット被害対策について、問題解決に繋げていくに当たって相談窓口の対応は重要。また、根本解決に繋げるには、他機関との連携も必要と考えられる。
- 職場での人権研修について、形式的にルーチンで行うのではなく、参加しやすくする工夫など改善を重ねていてもらいたい。
- 東日本大震災の被災者に対するいじめが問題となっており、被災者への支援、ケアを十分に行われたい。
- 近年、マイノリティへの支援によって自分たちが損をする、ずるいといった意識が生じている。マイノリティの人権を大切にすることで、自分の人権も上がっていくという、「自分の人権との関連」を強調する人権啓発のアプローチが必要ではないか。

(3) その他(ヘイトスピーチの解消に向けた府の取組について)

事務局から、専門委員会で見聞聴取を行っている「ヘイトスピーチ(不当な差別的言動)を理由とする府施設の使用制限に係るガイドライン(案)」について説明

【委員の意見】

- 反対派の妨害が予想されるような場合であっても、表現の自由その他憲法の保障する自由と権利に留意し、施設使用の不許可等の処分が軽々に行われることのないようにされたい。
- 「具体的に明らか」とはどのような場合であるかを判断する基準のようなものが一定必要になってくるのではないか。

【主な質疑・応答】 (○：委員、●：事務局)

(2) 平成28年度人権教育・啓発事業実施状況について

<青少年インターネットトラブルへの対応>

- 「青少年インターネット被害対応事業（29年度事業）」に関連して、不正アクセスが一番多いのは10代であり、子ども達は被害者だけでなく加害者にもなってしまふ。犯罪となると警察だが、行政として、未然防止の仕組みをきちんと設けてもらいたい。
- 切羽詰まって相談してくる場合もある。対応によっては二度と電話してこないこともあり、相談窓口での対応は大事。根本的な解決のためには、例えば学校に通っているなら教育委員会との連携も必要と思うが、そのあたりはどうなっているか。
- 体制としては、最初の対応は職員が行い、技術的な課題がある場合には、システムエンジニアが対応している。また、法的な課題がある場合は弁護士を案内し、犯罪に係ることであれば警察につなぐなどしている。

相談内容としては、青少年が自分だけで悩んでいる場合も多く、サイトの削除相談窓口への申請を促したり、親や学校に相談したか確認してアドバイスするケースが多い。

書込の削除を求めている場合、サイトに記載のある窓口に削除申請をするのが第一段階であるが、代理申請ができないことから本人での申請を案内することになる。

学校との関係では、匿名の相談でもあり、特に学校に連絡するといった対応はしていない。
- 人権侵害に係る相談であれば人権啓発推進室で対応している。相談対応に係るFAQを作成し、市町村など相談ネットワークに配付して相談対応の向上に取り組んでいる。また、「インターネットと人権に関する府民講座」を開催するなど府民啓発に努めている。
- 教育庁では、ネットいじめ通報サイトの開設、民間事業者への委託によるネットパトロール、府総合教育センターでの臨床心理士等による24時間電話相談対応を実施しており、これらで得た情報を市町（組合）教育委員会や学校に連絡して対応する体制をとっている。
- 青少年インターネット相談の件数が年間で85件というのは少なく感じるが、他の窓口の状況は。
- 教育庁ネットパトロールの検出件数は5,818件（うち約5,400件は危険度低レベル）。通報サイトは28年度は6件と、20年度の142件から減少してきている。減少の原因は、いじめ防止対策推進法が施行され、年3回の調査で丁寧にいじめの芽を拾っていくようになったためと考えている。

<事前登録型本人通知制度>

- 本人通知制度の登録者数はどのくらい増えているか。
- 増えてはいるものの、合計で1万人程度である。

<人権啓発のアプローチ>

- 人権に対する最近の意識として、「自分たちは生活がうまく立ち行かないのに、マイノリティは「人権は大切だ」といって優遇されていて、ずるい。」といった、新たな意味での差別の原因が生まれてきてしまっている。ヘイトスピーチにしてもそうである。

1970年代頃であれば、マイノリティへの支援が全体の底上げになるという意識を共有できていたと思うが、今は、「マイノリティへの支援が自分たちの人権を阻害する、損をする」という意識があるのではないか。

自分の人権を大切にすることを軸として、マイノリティの人権も大切にすることで、自分の人権も上がっていくという、「自分の人権との関連」を強調しなければいけない時期にきているのではないかと思うが、そうした人権啓発のアプローチについてどのように考えているか。
- 人権を、自分の人権も含めた自分のこととして認識することを通じて、マイノリティの人権についても理解していくということを、計画にも定めて取り組んでいる。

<職場研修>

- 府立の大学での職員研修について、対象者全員が参加できていない理由は、勤務形態や職場の環境の問題か。形式的にルーチンでやるのではもったいない。参加しやすくするための工夫をしてもらいたいし、改善できる部分があれば改善してもらいたい。
- 例えば府立医大であれば、医療現場であり、交代制の勤務形態もあることから、数回の研修機会を設け、うち1回は受講していただくようお願いしている。受講割合が約8割であり、実施

回数や時期等を工夫するなど、引き続き改善に努めたい。

<東日本大震災の被災者いじめ>

- 東日本大震災の被災者に対し、賠償金をもらっているだろうといった、地域・学校でのいじめが問題になっている。京都に避難されてきた被災者もおられるが、親・子に対する支援、ケアなどについて、どういう体制があるのか。
- 福島からの避難者に対するいじめに特化して調査しているというわけではないが、事例によって報告を受けている。1件、女子生徒に対して「福島さん」とふざけて言ったケースを把握しているが、早めに把握して学校で適切に対処し、解決済である。
また、経済的な部分で支援が必要な場合には、スクールソーシャルワーカーを派遣しており、福祉サイドと連携して対応しているところ。

<教員の負担軽減>

- 学力の向上など学校への期待は大きい。スクールカウンセラーやソーシャルワーカーが配置されるなどしているが、実際のところ、先生の負担はどのような状況か。先生の負担を軽減し、助ける役割の人材が求められているのではないか。
- 何もかも学校・教員に期待された時期もあり、非常に労働時間が長い状況があった。京都府は、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを全国トップレベルで配置しており、特にスクールソーシャルワーカーについてはまなび・生活アドバイザーという名称で、退職した元教員や社会福祉士の資格を持つ人材を配置することで、教員は随分助かっている。
背景に家庭の経済状況をはじめとする複雑な課題がある場合に専門家であるまなび・生活アドバイザーが関わり、福祉部局と連携して課題を解決できることで、教員の精神的な負担感は下がってきている。まなび・生活アドバイザーを配置していない学校については、配置校から派遣の形で支援しており、派遣が始まって2年が経過したところ。活動事例を紹介するリーフレットを学校に配付するなどしており、今後さらに充実して、有効なものにしていきたいと考えている。

<ヘルプマークの普及>

- ヘルプマークを付けることで、かえって狙われたりするデメリットもある。使い方の手引きのようなものも必要かと思う。普及してよくなる方向に持っていけるよう工夫をお願いします。
- デメリットにも配慮して普及啓発に努めたい。

(3) その他（ヘイトスピーチの解消に向けた府の取組について）

- 全体としては結構だが、ある集会を反対派が阻止しようとする場合に、使用の不許可や許可取消しといった判断にならないか心配である。そのような点はどうか考えているか。
- 上尾市福祉会館事件の判例が参考になるが、反対派が押し寄せて騒乱をきたすので使わせないということが認められるのは、警察力を動員しても阻止できない、内乱のような場合と言われている。現状では、軽々にこの要件を使って不許可にすることは難しいと考えている。
- 現場の施設管理担当者が過敏に考えて不許可にしてしまうことが懸念されるので、そういったことをしてはいけないということをきちんと示しておいてほしい。
- 専門委員会では、憲法学の立場から表現の自由が非常に重いことを指摘されており、ガイドライン案にも明記したところ。また、不許可、許可取消しの処分をする場合、必ず第三者の意見を聴くこととし、施設管理者が恣意的に判断することのないようにしていきたい。
- 府の判断に客観性と公正性を確保するための第三者委員会の意見聴取について、どのように行うことを考えているか。
- 意見聴取する場合、申請内容、申請者の過去の活動、告知の状況等を示した上で、「具体的に明らかに不許可事由に該当すると思われるがどうか」といった聴取の仕方になると考える。
- 不利益処分に係る弁明の機会の付与はどのようなスキームを考えているか。
- 本懇話会及び専門委員会は条例による附属機関ではないので、弁明の機会の付与は各施設の許可権者が行うことになる。
- 「具体的に明らかに」の「明らかに」がどういう場合かについての基準が必要ではないか。
- 川崎市が公園使用を不許可にした例などが参考にはなるが、現時点であまり事例の蓄積がない状況。具体的な事例を蓄積していく中で一定の基準が見えてくるものと考えている。